

北海道胆振総合振興局告示第25号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和3年2月10日

北海道胆振総合振興局長 花岡 祐志

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び調達予定数量 自動車用燃料の単価契約（1リットル当たりの単価）

ア 入札番号1	レギュラーガソリン（室蘭市・登別市地域）	75,300リットル
イ 入札番号2	レギュラーガソリン（伊達市地域）	6,000リットル
ウ 入札番号3	レギュラーガソリン（洞爺湖町地域）	1,800リットル
エ 入札番号4	レギュラーガソリン（苫小牧市・安平町・むかわ町地域）	43,100リットル
	軽油（ ” ）	1,300リットル
オ 入札番号5	レギュラーガソリン（日高町地域）	2,400リットル
カ 入札番号6	レギュラーガソリン（浦河町地域）	1,500リットル

なお、アからカまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 契約の目的の仕様等

別紙1「入札区分一覧表」のとおり

(3) 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 納入場所

別紙1「入札区分一覧表」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格（16「車両燃料」）を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(5) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。

(6) 1の(4)の納入場所の事項を満たす直営又は代行の給油所（セルフ給油所（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所をいう）を除く。）において給油が可能であること。ただし、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有する中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「官公需適格組合」という。）にあっては、その組合員が当該要件を満たすこと。

(7) 1の(1)のアからエについては、北海道内に本店を有し、かつ、胆振総合振興局管内に本店、支店又は営業所等を有すること。

(8) 1の(1)の才及び力については、北海道内に本店を有し、かつ、日高振興局管内に本店、支店又は営業所等を有すること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年2月10日（水）から令和3年3月1日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558
室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階
北海道胆振総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道胆振総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル内
北海道胆振総合振興局 3階大会議室C
(送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道胆振総合振興局総務課需品係)

(2) 入札日時 令和3年3月10日（水）午後2時（送付による場合は、令和3年3月9日（火）午後5時までに必着。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否

認める。

9 落札者の決定方法

(1) 入札番号1から3、5及び6

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

ただし、再度の入札に付して落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1

項第8号の規定により随意契約とすることとし、最低入札者から見積書を徴し、当該見積単価が予定価格の制限の範囲内であった場合は、契約の相手方とする。

(2) 入札番号4

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、財務規則第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）である者を落札者とする。

ただし、再度入札に付して落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることとし、次のとおりとする。

ア すべての入札金額（単価）が最低の価格（単価）である入札者がいる場合

当該最低入札者から見積書を徴し、当該見積単価のすべてがそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であった場合は、契約の相手方とする。

イ すべての入札金額（単価）が最低の価格（単価）である入札者がいない場合

入札参加者のうち、入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの調達予定数量を乗じて得た額の合計金額）が少ない順に2位までの者による見積合わせを行い、当該見積単価のすべてがそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内で、かつ、見積単価に予定数量を乗じて得た額の合計金額が最低の見積もりをした者を契約の相手方とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道胆振総合振興局総務課需品係

イ 所在地 郵便番号 051-8558

室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階

ウ 電話番号 0143-24-9565

(4) 前金払

前金払はしない。

(5) 概算払

概算払はしない。

(6) 部分払

部分払はしない。

(7) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいらない限り、再度入札に参加することができない。

(8) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(9) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(10) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(11) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(12) この契約の相手方になった者（以下「受注者」という。）は、当該契約に基づき、自動車用燃料を給油するために必要となる「給油カード」又は「給油票」を作成し、契約期間の始期までに必要部数を北海道に交付しなければならない。

なお、「給油カード」又は「給油票」は代行店でも使用可能であることとする。

また、これらの発行に係る費用は、すべて受注者の負担とする。

(13) 代金の請求の際は、当該請求に係る給油票又はこれに代わる請求内訳書を請求書とともに提出すること。

なお、入札番号1及び4については、契約書に定める区分ごとに請求書を作成すること。

(14) 入札書に記載する金額は、1リットル当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）の位まで記載することができる。

(15) 契約単価の変更については、別紙2「契約単価の変更に関する特約事項」によるので、特約事項の内容を承知した上で申請を行うこと。

(16) 別紙2「契約単価の変更に関する特約事項」第2の2に掲げる「当初月」については、令和3年3月第1週の市場価格調査時点とする。

(17) この公告のほか、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

入札区分一覧表

入札番号	区分	契約の目的内容	調達予定数量 (L)	納入場所の条件(代行可)	
1	室蘭市・登別市地域	レギュラーガソリン (JIS K2202 2号)	75,300	A	ア むろらん広域センタービル(室蘭市海岸町1丁目4-1)から概ね半径2km以内に所在
					イ 室蘭児童相談所(室蘭市寿町1丁目6-12)から概ね半径2km以内に所在
					ウ 室蘭高等技術専門学院(室蘭市みゆき町2丁目9-5)から概ね半径2km以内に所在
					エ 室蘭建設管理部登別出張所(登別市桜木町1丁目1-1)から概ね半径2km以内に所在
					オ 胆振家畜保健衛生所(登別市富浦町4丁目3)から概ね半径4km以内に所在
				B	ア 苫小牧市の幹線道路付近に所在
					イ 新ひだか町の幹線道路付近に所在
					ウ 札幌市の国道36号線付近または中心部に所在
				C	ア JR登別駅から概ね半径2km以内又は白老町に所在
					イ 伊達市に所在
					ウ 洞爺湖町に所在
					エ 安平町に所在
					オ 厚真町に所在
	カ むかわ町に所在				
	キ 浦河町に所在				
2	伊達市地域	レギュラーガソリン (JIS K2202 2号)	6,000	A	胆振農業改良普及センター(伊達市末永町147)から概ね半径2km以内に所在
				B	ア 室蘭市の幹線道路付近に所在
					イ 苫小牧市幹線道路付近に所在
					ウ 札幌市の国道36号線付近または中心部に所在
	C	むかわ町に所在			
3	洞爺湖町地域	レギュラーガソリン (JIS K2202 2号)	1,800	A	室蘭建設管理部洞爺出張所(洞爺湖町字高砂町90-2)から概ね半径4km以内に所在
				B	ア 室蘭市の幹線道路付近に所在
					イ 苫小牧市幹線道路付近に所在
					ウ 新ひだか町の幹線道路付近に所在
	エ 札幌市の国道36号線付近または中心部に所在				

入札 番号	区分	契約の目的の 内 容	調達予定 数量 (L)	納入場所の条件(代行可)
4	苫小牧市・ 安平町・ むかわ町地域	レギュラーガソリン (JIS K2202 2号)	43,100	A ア 森林室(森林室内産業振興部林務課)(苫小牧市矢代町3丁目1-18)から概ね半径2km以内に所在
				イ 苫小牧道税事務所(苫小牧市旭町2丁目8-15)から概ね半径2km以内に所在
				ウ 苫小牧保健所(苫小牧市若草町2丁目2-21)から概ね半径2km以内に所在
				エ 室蘭建設管理部苫小牧出張所(苫小牧市日の出町2丁目2-7)から概ね半径2km以内に所在
				オ 室蘭児童相談所苫小牧分室(苫小牧市双葉町3丁目7-2)から概ね半径2km以内に所在
		軽油 (JIS K2204 各号)	1,300	カ 苫小牧高等技術専門学院(苫小牧市新開町4丁目6-10)から概ね半径2km以内に所在
				キ 早来食肉衛生検査所(安平町遠浅695)から概ね半径4km以内に所在
				ク 胆振農業改良普及センター東胆振支所(むかわ町文京町1丁目6)から概ね半径4km以内に所在
				B ア 室蘭市の幹線道路付近に所在
				イ 新ひだか町の幹線道路付近に所在
5	日高町地域	レギュラーガソリン (JIS K2202 2号)	2,400	ウ 札幌市の国道36号線付近または中心部に所在
				エ 札幌市の国道36号線付近または中心部に所在
				C 厚真町に所在
				A 室蘭建設管理部門別出張所(日高町字緑町41-64)から概ね半径4km以内に所在
6	浦河町地域	レギュラーガソリン (JIS K2202 2号)	1,500	B ア 室蘭市の幹線道路付近に所在
				イ 苫小牧市幹線道路付近に所在
				ウ 新ひだか町の幹線道路付近に所在
				エ 札幌市の国道36号線付近または中心部に所在
				A 室蘭建設管理部浦河出張所(浦河町向が丘西2丁目568-59)から概ね半径4km以内に所在

契約単価の変更にに関する特約事項

第1 特約の目的

この特約は、石油製品の市場価格を的確に反映させるとともに、双方対等の立場において公正に変更契約を締結するため、国等による石油製品の販売価格及び原油の輸入価格の調査結果を基に、加算又は減算しようとする契約単価の変動額を算定する方法を定める。

第2 用語の定義

1 調査月

北海道胆振総合振興局が変更契約の要否を検討する月

2 当初月

入札（見積合わせ等）の執行日の属する月（入札（見積合わせ等）の際に示した調査時点）

3 市場価格

経済産業省資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査の給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）週次調査のうち、毎月最初に調査された店頭現金価格（レギュラーガソリンまたは軽油）における北海道局の価格（消費税及び地方消費税の額を除いた価格（小数点第3位以下は切り捨てる。))を採用する。

4 市場価格の差額

市場価格の差額とは、当初月から調査月までの市場価格の差額のことをいう。

算出方法	市場価格の差額 = 【調査月の市場価格】 - 【当初月の市場価格】
------	-----------------------------------

5 C I F（シフ）価格

石油連盟が公表している貿易統計のうち、「01. 原油・粗油 C I F 価格（旬間速報）」における調査月の前々月の下旬分と前月上・中旬分の合計金額を、当該期間の合計数量で除した価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）のことをいう。

6 C I F 価格の差額

C I F 価格の差額とは、当初月から調査月までの C I F 価格の差額のことをいう。

算出方法	C I F 価格の差額 = 【調査月の C I F 価格】 - 【当初月の C I F 価格】
------	---

7 単価変動額

単価変動額とは、市場価格の差額と直近までの契約変更の状況を勘案した変動額のことをいう。

算出方法	単価変動額 = 【市場価格の差額】 + (【当初の契約単価】 - 【現行の契約単価】)
------	---

8 経費等変動額

経費等変動額とは、市場価格の差額と C I F 価格の差額を比較し、いわゆる仕入価格の増減を表わす変動額のことをいう。

算出方法	経費等変動額 = 【市場価格の差額】 - 【C I F 価格の差額】
------	------------------------------------

(入札告示)

別紙 2

第3 契約単価の変更及びその方法

契約単価の変更及びその方法は、次のとおり行うものとする。

- (1) 契約単価の変更は、単価変動額に1円以上の増減が生じた場合に行うものとする。
- (2) (1)の場合において、経費等変動額の状況に応じ、契約単価を次の方法により決定する。

ア 経費等変動額が「0円以上（プラス）」のとき

契約単価の変更額は、単価変動額とし、その額に1円未満の端数があるときはその額を切り捨てた額とする。

イ 経費等変動額が「0円未満（マイナス）」のとき

契約単価の変更額は、単価変動額に1円を加算した額とし、その額に1円未満の端数があるときはその額を切り捨てた額とする。ただし、その額が「0円」となる場合（単価変動額がマイナス1円台のとき）については、その月の契約単価の変更は行わないものとする。

- (3) 契約変更の適用の時期は、甲乙協議して定める。

- (4) 初回の契約単価の変更

契約期間の初日の属する月から実施する。

第4 その他留意事項

本特約は、契約書第3条第2項による契約変更の場合に適用されるため、災害等による経済情勢の激変や予期することのできない事象があった場合は、契約書第3条第1項により、別途協議を行い契約単価の変更を行うものであること。